

土壤汚染対策法第4条第1項に係る届出の手引き

令和4年7月

岐阜市環境部環境保全課

目次

はじめに	・・・・・・・・	1
1 一定規模以上の土地の形質の変更届出書について	・・・・・・・・	2
○法令抜粋及び解説	・・・・・・・・	2
○届出の書き方（様式第六、添付書類）	・・・・・・・・	5
2 相談事例集	・・・・・・・・	9

改訂履歴

令和3年12月

作成

令和4年 7月

改訂

法第4条第1項の届出時に土地の所有者等の同意書が不要となる施行規則の改正省令（令和4年環境省令第6号）の施行に合わせて記述を変更

相談事例集の行政区をまたがる内容を追加

全体のインデントなどを調整

はじめに

平成22年6月1日から施行された、改正土壌汚染対策法（以下「法」という。）第4条第1項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更を行う場合に「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」の提出が義務付けられました。

本手引きは、この届出の書き方及び対象となる土地について岐阜市の考え方をまとめたものです。土地の形質変更を行う際にはこの手引きをご確認いただき、適正な届出提出の一助となれば幸いです。

なお、岐阜市以外で事業など実施予定の方は、土地の形質変更を行う都道府県または政令市、中核市などにお問い合わせください。

用語

本手引きの用語は土壌汚染対策法に準じます。

法	・・・土壌汚染対策法
法施行令	・・・土壌汚染対策法施行令
法施行規則	・・・土壌汚染対策法施行規則
ガイドライン	・・・土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関する ガイドライン（平成31年3月環境省 水・大気環境局 土壌環境課）

1 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書について

○法令抜粋及び解説

<法>

(土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査)

第四条

土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積が**環境省令で定める規模**以上のものをしようとする者は、当該**土地の形質の変更に着手する日の三十日前**までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 前条第一項ただし書の確認に係る土地についての土地の形質の変更
 - 二 軽易な行為その他の行為であって、**環境省令**で定めるもの
 - 三 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- 2 前項に規定する者は、環境省令で定めるところにより、当該土地の所有者等の全員の同意を得て、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に前条第一項の環境省令で定める方法により調査させて、前項の規定による土地の形質の変更の届出に併せて、その結果を都道府県知事に提出することができる。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当すると認めるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に前条第一項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。ただし、前項の規定により当該土地の土壌汚染状況調査の結果の提出があった場合は、この限りでない。

<法施行規則>

(法第四条第一項の土地の形質の変更の届出の対象となる土地の規模)

第二十二條

法第四条第一項の**環境省令で定める規模は、三千平方メートル**とする。ただし、現に**有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地**又は**法第三条第一項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地**(同項本文の報告をした工場若しくは事業場の敷地又は同項ただし書の確認を受けた土地を除く。)**の土地の形質の変更にあっては、九百平方メートル**とする。

(法第四条第一項の土地の形質の変更の届出)

第二十三条

法第四条第一項の届出は、様式第六による届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる図面及び書類を添付しなければならない。

- 一 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- 二 土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあつては、登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面

第二十四条

法第四条第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地
- 三 土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ
- 四 現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第三条第一項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地（同条第一項本文の報告をした工場若しくは事業場の敷地又は同項ただし書の確認を受けた土地を除く。）にあつては、当該工場若しくは事業場の名称、当該有害物質使用特定施設の種類及び設置場所並びに当該有害物質使用特定施設において製造され、使用され、又は処理されていた特定有害物質の種類

(法第四条第一項の土地の形質の変更の届出を要しない行為)

第二十五条

法第四条第一項第二号の環境省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 次のいずれにも該当しない行為
 - イ 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。
 - ロ 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。
 - ハ 土地の形質の変更に係る部分の深さが五十センチメートル以上であること。
- 二 農業を営むために通常行われる行為であつて、前号イに該当しないもの
- 三 林業の用に供する作業路網の整備であつて、第一号イに該当しないもの
- 四 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更
- 五 都道府県知事が第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により調査した結果、基準不適合土壌が存在するおそれがない又は土地の土壌の汚染状態が全ての特定有害物質の種類について土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合す

るものと認められるものとして都道府県知事が指定した土地において行われる土地の形質の変更

○解説

<法第4条第1項関係>

3,000㎡以上の土地の形質の変更を実施する場合、**着手の30日前までに**届出を提出する必要があります。なお、**有害物質使用特定施設の設置履歴がある土地で、900㎡以上の土地の形質の変更を実施する**場合、届出の対象となります。

非常災害に係る応急措置等、届出の**対象外となる形質変更もあります**が、**届出の要否を自ら判断せず環境保全課にご相談ください**。

届出の提出にあたっては、規定の様式（様式第六）のほかに、形質変更する土地の**平面図、断面図、立面図**が必要となります。また、届出者と土地の所有者等が異なる場合は、**土地の所有者等の所在が明らかとなる書面**（登記事項証明書や土地の売買契約書等）が必要となります。その場合には、**土地の所有者等が土壤調査について命令を受ける可能性があるため、この届出を提出することや土壤調査の命令を受ける可能性について、あらかじめ所有者等に十分な説明をしてください**。

図面等の添付書類が揃わない場合は、届出を受理することができません。着手の30日前までに届け出る必要があるため、余裕をもって準備いただくようお願いいたします。

<法第4条第2項関係>

事前に土壤汚染状況調査を実施して、届出と一緒に提出することが可能です。提出後の審査期間が短くなる可能性があることや、事前に調査命令の有無を判断できるなどのメリットがあります。

<法第4条第3項関係>

届出の提出を受けると、環境保全課が届出範囲における過去の土地の使用履歴を調査します。（1945年頃から届出時点まで）そこで、法に規定される特定有害物質についての履歴が確認されると、その物質について土壤調査を実施し、その結果をまとめた報告書を提出するよう命令を発出することになります。一例として、**ガソリンスタンド跡地などは命令が発出される可能性が高いです**。

また、環境保全課では、水質汚濁防止法、土壤汚染対策法を所管しており、それらに係る届出等の情報により**有害物質の使用履歴を確認できます**。使用履歴を確認したい方は環境保全課へお問い合わせください。

<施行規則第23条第2項第2号関係>

(1) 当該土地の所有者等でない者が土地の形質の変更をしようとする場合

土地の形質の変更を行う工事において、土地の買収や登記の移管などがまだ完了していない場合などがあります。このような当該土地の所有者等でない者が土地の形質の変更をしようとする場合は、登記事項証明書や土地の所有者等の同意書、土地の売買合意書などの「当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面」を添付してください。

注：令和4年6月30日までは、「当該土地の所有者等の当該土地の形質の変更の実施についての同意書」が必要でしたが、上記のとおり法施行規則が改正されました。

(2) 当該土地の所有者等が土地の形質の変更をしようとする場合

土地の所有者等が土地の形質の変更を行う場合には、土地の所有者等であることを確認するために、登記事項証明書及び公図の写しの添付をお願いしています。

なお、上記の証明書などは、おおよそ3か月以内に発行した書類を添付してください。また、登記事項証明書は現在の所有者等がわかる証明書を添付してください。

《参考 法第3条第1項》

使用が廃止された有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する特定施設（第三項において単に「特定施設」という。）であって、同条第二項第一号に規定する物質（特定有害物質であるものに限る。）をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。）に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）であって、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は第三項の規定により都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣又は都道府県知事が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、環境省令で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときは、この限りでない。

○届出の書き方

<様式第六>

様式第六（第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

届出提出日を記入

令和○年△月□日

形質変更の発注者が届出すること。
押印不要

岐阜市長 殿

選択肢を取り消し線で消す。

届出者 株式会社 ○○
代表取締役 △△
岐阜市□□町□丁目□□番地

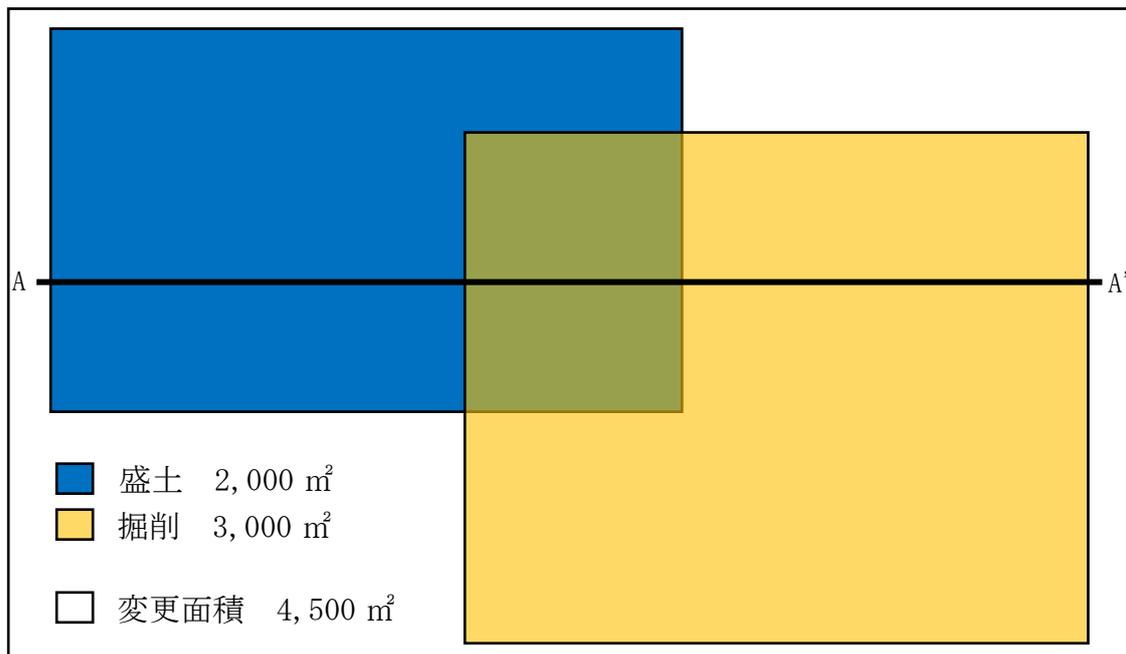
第3条第7項
第4条第1項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	○○、□□の一部	対象地全ての地番を記載。 書ききれない場合は、「別紙のとおり」
土地の形質の変更の場所	別図のとおり	形質変更の内容を明らかにした 「平面図、断面図、立面図」を添付
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	○○㎡ 最大深度××m	平面図にも同じ面積を記載。 断面図に最大深度の位置を赤字で記載
土地の形質の変更の着手予定日	令和○年△月×日	様式右上の日付から30日以上先の日付を記載
法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地において法第3条第7項の規定による土地の形質の変更をする場合	工場又は事業場の名称 工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	これらに該当する（可能性がある）場合は事前に環境保全課と協議願います。
現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地において法第4条第1項の規定による土地の形質の変更をする場合	有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の名称	
	有害物質使用特定施設の種類	
	有害物質使用特定施設の設置場所	
	特定有害物質の種類	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

<添付書類>

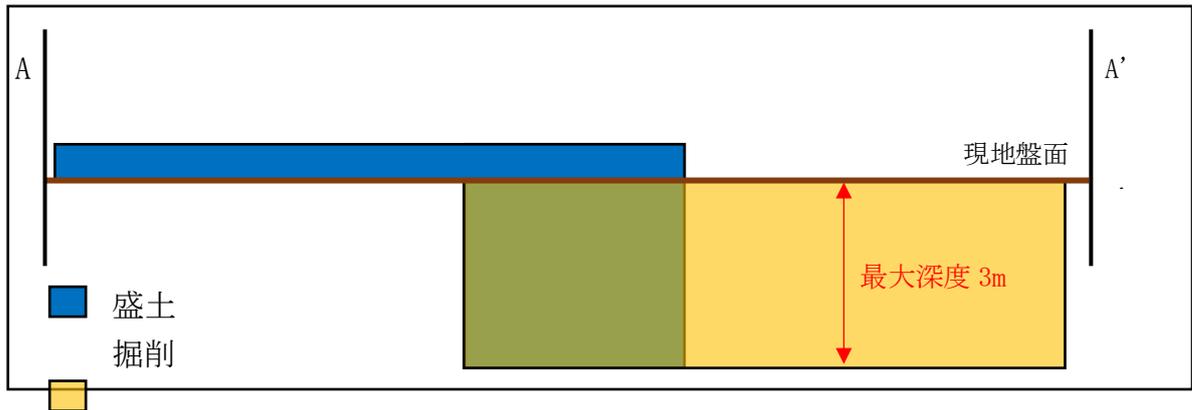
- ・ 平面図 (例)



※チェックポイント

- ・ 盛土、掘削を行う範囲を明確に記載
- ・ 盛土、掘削を行う範囲を違う色で着色
- ・ 図面中に、盛土面積、掘削面積、変更面積を記載
(変更面積は様式第六に記載した数値と同じもの)
- ・ 断面図の切り口がどこかわかるように記載

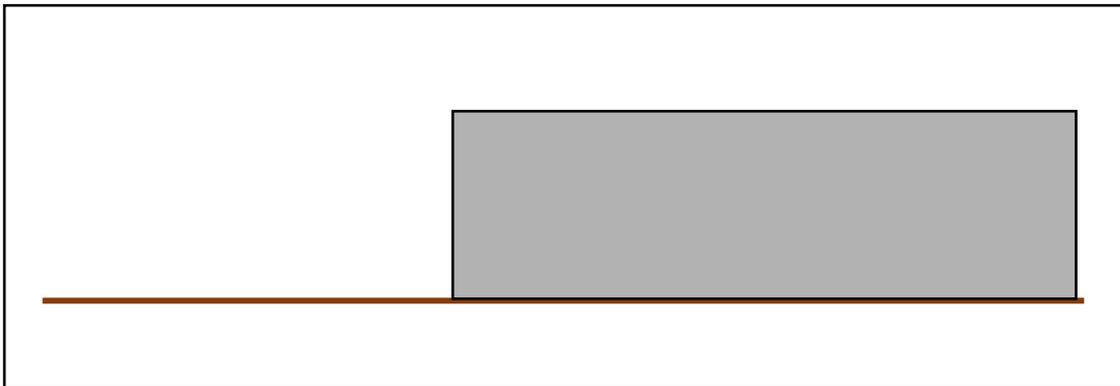
・断面図（例）



※チェックポイント

- ・ 盛土、掘削を行う範囲を明確に記載
- ・ それぞれの範囲を違う色で着色
- ・ 掘削における最大深度を赤字で記載（様式第六に記載する部分を図示）

・ 立面図（例）



※チェックポイント

- ・ 形質変更後建物が存在しない場合（整地等）は立面図省略可

2 相談事例集

Q 1 届出が必要な「土地の形質の変更」とは何ですか？

A 1 「土地の形質の変更」とは、土地の形状を変更する行為全般をいいます。

<例> 掘削、盛土、切土、砂利採取、地盤改良、護岸工事（川底等の浚渫は含みません）、碎石舗装、アスファルト舗装、舗装の撤去、基礎の撤去など

Q 2 届出が必要な「環境省令で定める規模」とは何ですか？

A 2 環境省令で定める規模は、**3,000㎡**です。対象となるのは「**土地の形質の変更**」を実施する面積となります。（法施行規則第22条）

<例> 10,000㎡の敷地を有する施設であっても、**土地の形質の変更を行う面積が2,000㎡**である場合、**届出は不要**です。

ただし、現に**有害物質使用特定施設***が設置されている工場若しくは事業場、または廃止された**有害物質使用特定施設**の敷地の土地（**法第3条第1項の報告または同項ただし書き確認を受けた土地は除く**）の形質の変更にあつては、**900㎡**となります。

※有害物質使用特定施設は、水質汚濁防止法で規定されています。
環境保全課が、対象となる施設の届出を受理していますので、
対象となるか確認したい事業場があればお問い合わせください。

Q 3 3,000㎡以上の土地の形質の変更を行う場合でも届出が不要となる場合がありますか？

A 3 法第4条第1項に規定される例外行為に該当する場合は、届出が不要となります。法第4条第1項第2号に規定される「環境省令で定めるもの」は、施行規則第25条に規定されています。（詳細は3～5ページのとおり）

<例1> 土地の形質の変更が盛土のみの場合

<例2> 非常災害の応急処置として土地の形質の変更を行う場合

Q 4 河川内の工事でも3,000㎡以上の工事の場合は、届出が必要ですか？

A 4 必要です。水底を掘削する浚渫行為は土地の形質の変更に該当しませんが、川岸を掘削する行為は土地の形質の変更に該当します。

Q5 道路工事も3,000㎡以上の工事の場合、届出が必要ですか？

A5 必要です。

Q6 工事の都合によっては土地の形質の変更が3,000㎡以上になる可能性がある場合は、どうしたら良いですか？

A6 土地の形質の変更の面積が3,000㎡以上になる可能性がある場合は、3,000㎡の超過を前提として広めに計画を作成し、届出を提出してください。なお、工事着工当初、土地の形質の変更の面積が3,000㎡以上にならない予定であったとしても、工事着工後に計画を変更し3,000㎡以上になった場合は、着工中や事後であっても、すみやかに届出を提出してください。

Q7 道路工事と同時に、複数の道路補修工事を発注しましたが、届出の対象面積として合算する必要がありますか？

A7 複数の道路の補修工事等を同時に発注したとしても、同一の事業（工事）と判断できない場合は、面積を合算する必要はありません。各工事箇所での届出の対象面積を確認し、届出の必要性を検討してください。

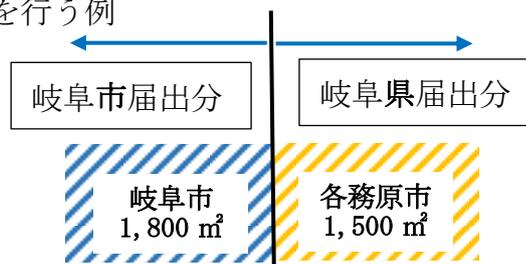
Q8 道路工事と同時に、ガス管などの地中配管の付け替え工事が発生する場合、届出者と形質の変更の面積はどうなりますか？

A8 道路工事と地中配管の付け替え工事の発注者が異なる場合、実施主体が2者以上となることと考えられます。それぞれの発注者（事業者）が受け持つ工事範囲についての面積を計算し、届出の必要性を検討してください。

Q9 岐阜市と隣接する市町村にまたがって事業を行う場合で、事業全体で3,000㎡を超過して掘削などを行う場合は届出が必要なのでしょうか？

A9 必要です。事業面積全体が3,000㎡以上になる事業で市町村をまたがる場合は、それぞれの市町村の事業面積が3,000㎡を下回っている場合でも、所管する行政庁に届出をしてください。

(例)市をまたがって事業を行う例



Q10 同一の事業において、工事区間が複数年にわかれて実施する予定であり、形質の変更の面積が各年で3,000㎡未満である場合、届出は不要ですか？

A10 土地の形質の変更の面積が各年で3,000㎡未満であっても、**合計して3,000㎡以上となる場合には、届出が必要**になります。合計する面積の考え方については、土地の形質の変更が同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近似性、実施主体等を踏まえ、総合的に判断することになります。

なお、岐阜市においては、同一の事業の計画や目的の下で行われるものについては複数年にまたがる場合でも**基本的に合計面積で考える**よう指導しています。

(例) 10,000㎡の道路工事を4年に分けて行う場合

【平面



届出対象面積は合計した 10,000㎡ となる。

(参考) 「市道〇〇線工事」など、任意の事業ごとの面積で届出の必要性を判断し、添付資料（平面図、断面図、立面図及び当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面）が揃ったら届出を提出していただきます。1度に全ての書類が揃わない場合は、揃った部分から順に届出を提出することも可能です。

例の場合では、2,500㎡ごとの届出を4回に分けて提出することも可能です。この場合、初めの届出の際に全ての事業範囲を図面で示して、その範囲の中のどこを形質変更するのか記載してください。長期にわたる工事では、初めに示した事業範囲が変わってしまう場合もあるため、変更になった場合は一度ご相談ください。

Q11 A10に時間的近似性とありますが、1期工事と2期工事の期間が空いていれば、届出の対象面積として合算する必要はないでしょうか？

A11 同一の事業において行われる形質の変更については、時間的近似性による届出要否の判断は行いません。予算の都合や土地の買収のタイミングなどの理由で任意の区画ごとに工事を実施する場合がありますが、同一の事業の計画や目的の下で実施されるものについては、期間が空いていても一つの工事として判断するため、届出の対象面積として合算してください。

Q12 建物を建設する予定の敷地から道路を挟んで、その建物の利用者用の駐車場を建設する場合、距離が離れているため、届出の対象面積として合算する必要はないでしょうか？

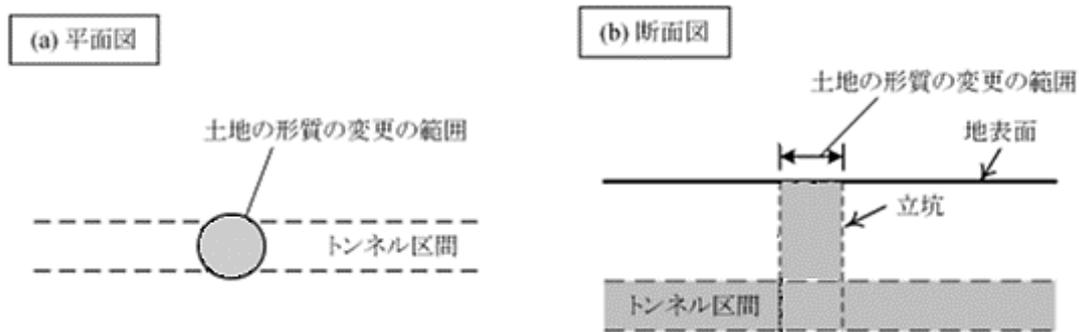
A12 形質の変更を行う面積はA10で回答しているとおり判断します。そのため、工事などを行う場所が離れていても、同一の事業の計画や目的の下で実施されるものについては、届出の対象面積として合算してください。また、それぞれを施工する業者が違っている場合でも、合算してください。

Q13 岐阜市内で複数箇所の住宅用地造成工事を実施する予定ですが、全て同一の事業とみなし、面積を合算する必要はありますか？

A13 同一の実施主体（発注者）の場合であっても、それぞれが任意の事業であると考えられる場合は、合算する必要はありません。〇〇団地造成工事、〇〇町1丁目造成工事など、任意の事業ごとの面積で判断してください。また、各事業における工事期間が複数年にまたがる場合は、A10のとおり分割せずに総事業面積で判断してください。

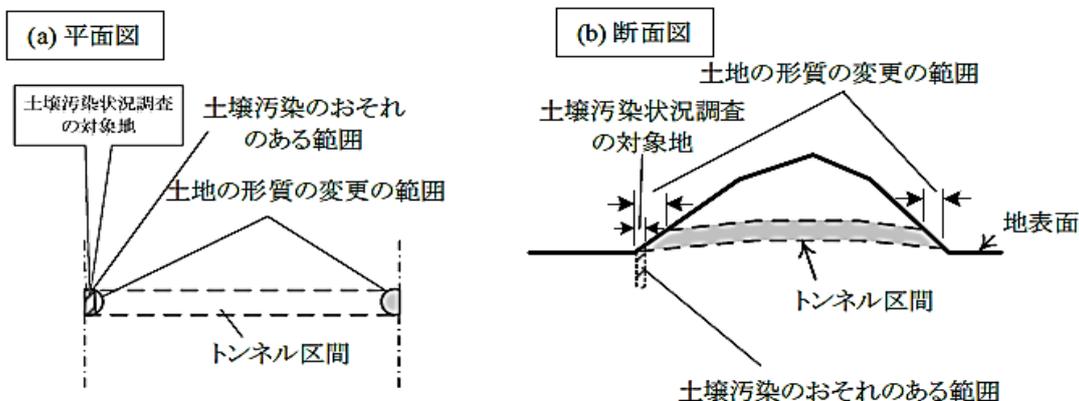
Q14 立坑を掘り、そこから地中を水平方向に掘削するような工法を用いる場合、形質の変更の面積はどう判断しますか？

A14 下記図のとおり、立坑部分を平面図に投影した部分の面積が形質の変更の面積となります。



Q15 トンネル工事を行う場合、形質の変更の面積はどう判断しますか？

A15 トンネルの掘削の場合には、下記図のとおり、開口部を平面図に投影した部分の面積が形質の変更の面積となります。

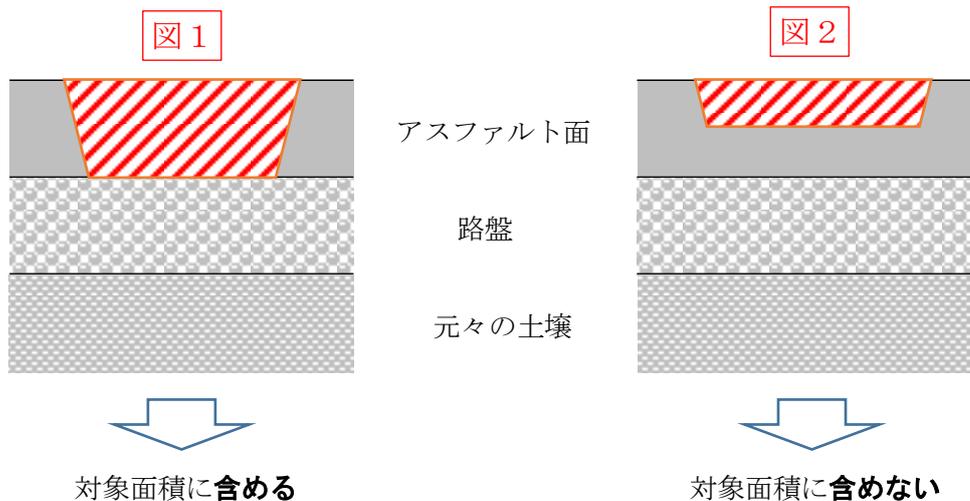


Q16 アスファルト舗装を剥がして再び舗装する場合、アスファルト舗装を剥がした箇所を届出の対象面積として合算する必要がありますか？

A16 バックホウ等を使用し、舗装を一度剥がして再び舗装し直すような工事では、アスファルトの下に敷き詰めた路盤に影響が出ると考えられるので対象面積に含める必要があります。(掘削及び盛土に該当 下記図1)

なお、アスファルト面の一部を削るような路盤に影響を与えない工事の場合(ヒビの補修や白線等を引き直す等)は、対象面積から除外していただいて結構です。(下記図2)

【断面図】  : 形質変更範囲



Q17 盛土をした後に掘削する場合、掘削する深さの起点はどう判断しますか？

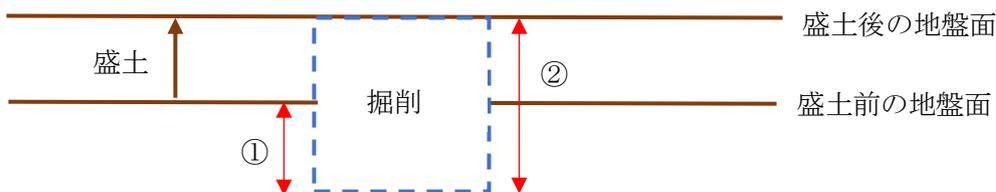
A17 ①盛土と掘削が同一の事業である場合

盛土を実施し現地盤まで高くした後、掘削する場合は、旧地盤が起点となるため、旧地盤からの掘削深さが形質の変更の深さとなります。

②盛土と掘削が別の事業である場合

盛土が完了したあとに別の事業として掘削を行う場合は、現状の地盤が起点となるため、盛土後の地盤からの掘削深さが形質変更の深さとなります。

【断面図】



Q18 工事などで発生した土を仮置く行為は、盛土に該当しますか？また、仮置き土を移動させる場合、その行為は掘削に該当しますか？

A18 土の仮置きは盛土に該当します。また、仮置きした土を移動させる行為は掘削に該当します。その際の掘削範囲の考え方は、掘削を実施する事業者が盛土を行った事業者と同じ場合は、A17の①の考え方となります。

また、盛土を行った事業者と異なる事業者が掘削を行う場合は、A17の②と同様の考え方となります。

ただし、土の仮置きを行う際に、鉄板や養生シート等で原地盤と仮置き土を隔離した場合で、原地盤と明確に区別でき、かつ、原地盤に影響がないと判断できる状態の仮置き土の移動に限り、盛土及び掘削に該当しないと判断します。

Q19 土地の形質の変更に併せて地盤改良を実施する場合、届出の対象面積として合算する必要がありますか？

A19 薬剤等を使用し地盤を攪拌するような作業は、掘削と判断し、対象面積として合算し、届出してください。管を打ち込み、薬剤等を流し込むような作業については、打ち込む管の面積が対象面積（掘削）となります。

◎最後に、判断が難しい場合は、必ず環境保全課までお問い合わせください。

【参考URL】

- ・ 岐阜市環境保全課HP 「一定の規模以上の土地の形質の変更の届出」
<https://www.city.gifu.lg.jp/kurashi/kankyo/1003103/1003131/1003135.html>
- ・ 環境省HP 「土壌汚染対策法／土壌関係」
<https://www.env.go.jp/water/dojo/wpcl.html>

問い合わせ先

岐阜市司町40-1（市役所14F）

岐阜市役所環境部環境保全課 水・土壌係

TEL 058-214-2153

FAX 058-264-7119

E-mail ka-hozen@city.gifu.gifu.jp